

# 旧社会保険庁職員の分限免職処分を取り消してください

## — 分限免職処分取消請求事案の迅速・公正な判定を —

201 年 月 日

人事院総裁 原 恒雄 殿

2009年12月末の社会保険庁の廃止にともない525人もの職員が分限免職(整理解雇)されました。公的年金業務を継承した日本年金機構は1000人もの新規採用を行い、一方で発足時に324人もの正規職員の欠員を抱えていたもとでの大量解雇でした。そして、発足後も未経験者を多数採用していますが、業務に習熟した経験者が大幅に不足し、今日に至るも日本年金機構の業務は混乱しています。しかも、最も重要な年金記録整備に支障を来しており、経験豊かな525人もの解雇の不当性と道理のなさは明白です。

全厚生労働組合の39人の組合員が人事院に対して分限免職処分取消請求を申し立て、現在、その審理が行われています。2012年2月の証人尋問では、解雇回避策としての厚生労働省への転任手続きがズサンであったこと、社会保険庁廃止後の残務整理の予算定員113人分を一人も活用しなかったことなどの事実が当時の厚生労働省と社会保険庁の幹部の証言から明らかになっています。勤務成績や勤務年数その他の事実にもとづいて、公正に判断されるべき分限免職対象者の選定もおざなりでした。国家公務員法や人事院規則の平等・公正取扱の原則にも反した旧社会保険庁職員の分限免職処分は絶対に認められません。

国家公務員の利益擁護機関である人事院として、人事行政の中立・公正性を確保するためにも、早期に旧社会保険庁職員の分限免職処分を取り消す判定を行ってください

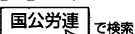
氏 名	住 所

**全国労働組合総連合** (全労連)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4全労連会館4F  
TEL(03)5842-5611 FAX(03)5842-562

全労連ホームページ <http://www.zenroren.gr.jp>

**日本国家公務員労働組合連合会**

メール [mail@kokko.or.jp](mailto:mail@kokko.or.jp) 

〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14西新橋エクセルアネックス3F TEL 03-3502-6363

許せない

国策による公務員のクビ切り

# 社保庁職員

# 525人の大量解雇

公的年金を担ってきた社会保険庁は2009年末に廃止され、2010年1月に日本年金機構が発足。社会保険の業務運営を民営化しました。その際、厚生労働省によって大量整理解雇がおこなわれました。現在、国公労連・全厚生労働組合の39人が解雇撤回を求めて、人事院の公平審査と裁判（19人が提訴）でたたかっています。



大量採用



## 解雇する必要など全くない

複雑な年金制度の業務に習熟した職員525人が解雇されました。その一方で日本年金機構の発足時には千人を超える新規採用。それでも300人をこえる欠員が生じ、現在も欠員が埋まりません。いまでも年金業務は人手不足であり、経験豊かな職員を解雇する必要など全くありませんでした。

## 民営化で職員を引き継がず

年金業務は、社会保険庁から日本年金機構に引き継がれました。しかし、職員の雇用は引き継がず、新組織が選別採用する方式をとりました。クビ切り先にありきの枠組みを政府自らがつくりました。郵政民営化や国立病院の独法化でもクビ切りはゼロ。社保庁での対応は平等原則に反します。

不当解雇は明らか!!

## 解雇回避努力は、尽くされない

- \* 社保庁廃止後の残務整理で113人分の雇用枠があったのに、それを全く活用せず解雇を強行。
- \* 厚労省にも、年金機構にも欠員があったにもかかわらず補充採用せず解雇を強行。
- \* 政府は、通常おこなっている他省庁への配転を行わず解雇を強行。

解雇回避の努力義務は政府にありました。しかし、この間の人事院審理によって整理解雇の不当性が全面的に明らかになりました。政府・厚労省は雇用を確保できたのに無理やり解雇を強行したのです。



全労連・国公労連・全厚生闘争団

連絡先

〒113-8462  
東京都文京区湯島2-4-4  
TEL03-5842-5611